

○東京藝術大学写真撮影等に関する基準

〔昭和61年12月20日〕
〔学 長 裁 定〕

改正 平成元年4月1日 平成9年4月8日
平成10年4月16日 平成12年5月9日
平成17年2月24日 平成25年10月24日
平成26年4月8日 平成27年4月1日
平成28年5月10日 令和元年9月12日

1 写真撮影等について

(1) 本学が所有する美術品、工芸品、考古資料等（以下「美術品等」という。）の写真撮影、映画撮影、テレビジョン撮影若しくはビデオ撮影又は模写、模造等（以下「撮影等」という。）は、教育研究に支障がない限り、次に掲げる場合を除き、許可するものとする。

ア 撮影等により、美術品等の保存に悪影響が生ずると認められる場合

イ 好ましくない用途に供するため、撮影等が行われると認められる場合

ウ 美術品等のうち、寄託品等であるもの又はほかに著作権者があるものについて、事前にそれぞれ当該寄託者又は当該著作権者の書面による同意を得ていない場合

エ 本学に属する写真原板からの複製により、目的を達成することができると明らかに認められる場合

オ その他撮影等を許可することが適当でないとして認められる場合

(2) 「(1)」の規定により許可を与えるに当たっては、別紙様式第1の申請書の提出を求め、別紙様式第2の許可証を交付する。この場合、必要に応じて許可の条件を付するものとする。

(3) 「(1)」の規定により許可を与える場合は、別表第1に掲げる料金を徴収するものとする。

(4) 次に掲げる場合は、「(3)」の規定にかかわらず無償とし、又は別表第1に掲げる金額の半額に相当する料金を徴収するものとする。

ア 無償とする場合

(ア) 国及び独立行政法人の事業又は地方公共団体が行う教育、学術若しくは文化に係る事業の用途に供することを目的とする場合

(イ) 国、独立行政法人又は地方公共団体が行う教育、学術又は文化に係る事業の普及に特に役立つと認められる用途に供することを目的とする場合

(ウ) 国立大学法人、私立の学校又は研究所の教育又は研究の用途に供することを目的とする場合

(エ) 専ら学術研究の用途に供することを目的とする場合（学術研究誌に掲載する場合を含む。）

(オ) 専ら報道を目的とする用途に供することを目的とする場合

(カ) 本学が監修する事業の用途に供することを目的とする場合

(キ) 本学が無償貸付けを許可した美術品等の展覧会で、図録作成等の宣伝を目的とする場合

(ク) その他無償とすべき特別の事情がある場合

- イ 別表第1に掲げる金額の半額に相当する料金を徴収する場合
 - (ア) 教育、学術又は文化に係る法人その他の団体が行う教育、学術又は文化に係る事業の用途に供することを目的とする場合（「ア」に該当するものを除く。）
 - (イ) 本学が後援し又は協賛する事業の用途に供することを目的とする場合
 - (ウ) 教育、学術研究の推進又は営利を目的としない文化の向上のための事業の用途に供すること目的とする場合
 - (エ) その他減額すべき特別の事情がある場合

2 写真原板の使用について

- (1) 美術品等の写真の原板で本学に属するもの（以下「写真原板」という。）の使用は、教育研究に支障がない限り、次に掲げる場合を除き、許可するものとする。
 - ア 好ましくない用途に供するために写真原板の使用が行われると認められる場合
 - イ 美術品等の著作権者若しくは所有者又は美術品等の写真の著作権があるものについて、事前にそれぞれ当該著作権者又は所有者の書面による同意を得ていない場合
 - ウ その他写真画像の使用を許可することが適当でないと認められる場合
- (2) 「(1)」の規定により許可を与えるに当たっては、「1」の「(2)」の規定を準用する。
- (3) 「(1)」の規定により許可を与える場合は、別表第2に掲げる料金を徴収するものとする。
- (4) 「1」の「(4)」の規定は、「(3)」の場合に準用する。

3 複製及び営利上映について

- (1) 本学に著作権が属する映画（ビデオテープを含む。）若しくはスライド（以下「映画等」という。）又は出版物の複製（以下「複製」という。）及び映画等の営利を目的とする上映又はテレビジョン放送（以下「営利上映等」という。）は、教育研究に支障がない限り、次に掲げる場合を除き、許可するものとする。
 - ア 好ましくない用途に供するため複製又は営利上映等が行われると認められる場合
 - イ その他複製又は営利上映等を許可することが適当でないと認められる場合
- (2) 「(1)」の規定により許可を与えるに当たっては、「1」の「(2)」の規定を準用する。
- (3) 「(1)」の規定により許可を与える場合は、別表第3に掲げる料金を徴収するものとする。
- (4) 「1」の「(4)」の規定は、「(3)」の場合に準用する。

4 画像データの電子複写について

- (1) 美術品等の画像データの電子複写については、著作権法に定められた範囲内で、許可するものとする。

(2) 「(1)」の規定により許可を与えるに当たっては、あらかじめ所定の申込書の提出を求め、別表第4条に掲げる料金を徴収するものとする。

附 則

- 1 この基準は、昭和61年12月20日から実施する。
- 2 寄託された美術品等に係る撮影等の料金については、「1」の「(3)」の規定にかかわらず、当分の間、1,030円とする。

附 則

この基準は、平成元年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この基準は、平成9年4月8日から施行し、平成9年4月1日から実施する。
- 2 寄託された美術品等に係る撮影等の料金については、「1」の「(3)」の規定にかかわらず、当分の間、1,050円とする。

附 則

この基準は、平成10年4月16日から施行し、平成10年4月9日から適用する。

附 則

この基準は、平成12年5月9日から施行する。

附 則

この基準は、平成17年2月24日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

- 1 この基準は、平成26年4月8日から施行し、平成26年4月1日から適用する。
- 2 寄託された美術品等に係る撮影等の料金については、「1」の「(3)」の規定にかかわらず、当分の間、1,080円（税別）とする。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年5月10日から施行し、平成28年5月1日から適用する。

附 則

- 1 この基準は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 寄託された美術品等に係る撮影等の料金については、「1」の「(3)」の規定にかかわらず、当分の間、1,100円とする。

別紙第1

写真撮影等料金

(消費税を含む)

| 区分 | | 料金 | 備考 |
|----------------------------|-------------|-----------------------|---|
| 1 写真撮影 | (1)単片フィルム | 1点につき 4,400円 | 単片フィルムによる写真撮影においては、美術品等1個につき4シャッターまでを1点とする。 |
| | (2)マイクロフィルム | 1点(件)につき50コマまで 4,400円 | |
| | | 50コマを超える場合は 2,200円 | |
| | | 50コマごとに | |
| 2 映画撮影(テレビジョン撮影、ビデオ撮影を含む。) | | 1点につき 5,500円 | |
| 3 模写 | | 1点1日につき 2,200円 | |
| 4 模造 | | 1点1日につき 2,200円 | |
| 5 熟覧 | | 1点1日につき 2,200円 | |
| 6 その他 | | その都度定める | |

別紙第2

写真画像使用料金

(消費税を含む)

| 区分 | | 料金 | 備考 |
|------------|--|-----------------------|----------------------------|
| 1 単片フィルム | | 1枚につき 3,300円 | 印画紙代、その他の材料費は、別途申請者の負担とする。 |
| 2 マイクロフィルム | | 1点(件)につき50コマまで 3,300円 | |
| | | 50コマを超える場合は 1,650円 | |
| | | 50コマごとに | |

別紙第3

複製等料金

(消費税を含む)

| 区分 | | 料金 | 備考 |
|--------------------------------------|---------|---|----|
| 1 映画(ビデオを含む。)、スライド又は出版物の複製販売 | (1)映画 | 販売価格(本体価格)×複製本数×5/100×110/100 | |
| | (2)スライド | | |
| | (3)出版物 | 販売価格(本体価格)×複製本数×5/100×110/100 | |
| 2 映画(ビデオを含む。)若しくはスライドの営利上映又はテレビジョン放送 | | 上映契約者が第三者から徴収する上映料(本体価格)の10/100×110/100 | |
| 3 映画(ビデオを含む。)の一部抜焼き | | 1分間当たり 5,500円 | |
| 4 その他 | | その都度定める | |

別紙第4

画像データ電子複写料金

(消費税を含む)

| 区分 | | 料金 | 備考 |
|--------|-----|-------------|------------|
| 1 電子複写 | 学内者 | カラー(A3版以下) | 1枚につき 50円 |
| | | モノクロ(A3版以下) | 1枚につき 20円 |
| | 学外者 | カラー(A3版以下) | 1枚につき 100円 |
| | | モノクロ(A3版以下) | 1枚につき 40円 |
| 2 その他 | | その都度定める | |

(別紙様式1)

(元号) 年 月 日

(部 局 の 長) 殿

申請者 所在地
団体名
代表者

印

写 真 撮 影 等 許 可 申 請 書

貴学所蔵品を下記により使用したいので、許可くださるよう申請いたします。

記

| | | | |
|--------------------------------|---|--|----|
| 使用 目的 | 1. 出版物に掲載 単行書／雑誌／展覧会図録／紀要／学会誌／その他：〔 〕 2. 学術研究に使用 研究テーマ：〔 〕 3. その他 内容：〔 〕 | | |
| 被 写 物 の 名 称 | | | 点数 |
| 使用 区 分 | 1 写真撮影 2 映像撮影 3 テレビ撮影 4 ビデオ撮影 5 模写・模造 6 熟 覧 7 原板使用 8 その他 | | |
| 出 版 物 等 の 名 称 及 び 編 者 ・ 著 者 | | | |
| 発 行 部 数 [※] | 部 | | |
| 発 行 年 月 日 [※] | 年 月 日 | | |
| 体 裁 [※] | | | |

| | |
|--|---|
| 定 価 [※] | 円 |
| 著作権所有者の承諾書 ^{※※} | |
| そ の 他 | |
| <p>備 考：</p> <p>※予定・予価の場合にも、その旨を明示の上、必ず記入すること。</p> <p>※※申請した作品については、著作権者不明のため現段階で画像掲載についての許諾が得られていない場合を含め、著作権及び著作者人格権〔その他〕の権利処理は申請者が自己単独の責任及び費用負担にて行うことを確約いたします。万一、第三者の権利侵害に係る紛争が生じた場合、申請者の責任及び費用にて処理解決し、貴館に一切の迷惑をかけないことを保証します。</p> | |

(担当者の氏名及び連絡先) 氏名：
 電話： FAX：
 E-mail：

(別紙様式2)

文 書 番 号
(元号) 年 月 日

許 可 書

殿

(部 局 の 長)

(元号) 年 月 日付けで申請があった写真撮影等については、下記により許可します。

記

1 使 用 目 的
2 使 用 区 分
3 被写物等の名称

4 発 行 部 数 部
5 料 金 円
6 納 入 方 法

7 そ の 他

上記金額を下記指定口座へ振り込むこと。
振込先：国立大学法人 東京藝術大学 収入口
口座番号：(銀行名・口座番号)
一度納入したものについては還付しない。

- (1) 撮影又は原板使用に際しては、係員の指示に従うこと。
(2) 願出以外の目的にはいっさい使用しないこと。
(3) 掲載面のかたわらに「東京藝術大学所蔵」と記載すること。
(4) 美術品等又は原板に損傷を与えた場合は、その損害を弁償すること。
(5) 美術品等撮影した原板は、すみやかに本学に納付すること。
(6) 発行等を行ったときは、当該刊行物等を2部本学に提出すること。
(7) 再版の場合についても、再申請すること。
(8) 原板使用に際しては、無断で複製し、他の利用に供しないこと。
(9) その他係員の指示に従うこと。

〔注意〕 1 上記記載のことに違反したときは、以後許可しないこととなりますので、御注意願います。